

(併設)短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 6 年 10 月 1 日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 (078) 967-7151 (午前9時～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 藤原 延秀

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 西神の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	西神の里		
所在地	神戸市西区岩岡町古郷2888番地		
介護保険指定番号	短期入所生活介護	(兵庫県 2875200905 号)	

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	0名		1名
医師		0名	1名		1名
生活相談員		2名	0名		2名
管理栄養士		1名	0名		1名
機能訓練指導員		1名	0名		1名
介護支援専門員		1名	0名		1名
事務職員		3名	0名		3名
介護・看護職員	看護師	2名	3名		5名
	准看護師	0名	2名		2名
	介護福祉士	12名	9名		21名
	実務者研修	2名	0名		2名
	初任者研修	0名	5名		5名
	その他	10名	1名		11名

(3) 同施設の設備の概要

定員	93名	静養室	1室 2床
居室	4人部屋	16室	医務室
	3人部屋	3室	食堂
	2人部屋	1室	機能訓練室
	個室	18室	談話室
浴室	一般浴槽、機械浴槽、中間浴槽、特殊浴槽があります。		

3. サービス内容

- ① 食事 ----- 当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
ご契約者の自立支援の為、離床して食堂にて食事を摂って頂く事を原則としています。
食事時間 朝食;8:00 昼食;12:00 夕食;18:00
- ② 入浴 ----- 入浴又は清拭を週 2 回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事が出来ます。原則として、37℃以上の熱がある場合は入浴を中止します。
- ③ 介護 ----- 着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動介助、体位変換シーツ交換
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理 入所当日及び入浴前に健康チェックを実施します。
- ⑦ 特別食の提供 医師の食事箋があれば、治療食の提供ができます。
料金は別途必要です。
- ⑧ 理美容サービス 月1回、理美容サービスを実施しております。料金は別途必要です。
- ⑨ レクリエーション

4. 利用料金(2割負担の方は右側の金額になります)

(1) 基本料金

① 施設利用料

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
要介護度1	¥6,427	¥642	¥1,285	¥1,928
要介護度2	¥7,163	¥716	¥1,433	¥2,149
要介護度3	¥7,941	¥794	¥1,588	¥2,382
要介護度4	¥8,687	¥868	¥1,737	¥2,606
要介護度5	¥9,423	¥942	¥1,885	¥2,827

※サービス提供体制加算(Ⅱ)1は別途1日あたり191円、自己負担20円(39円)(58円)がかかります。

※夜勤職員配置加算(Ⅲ)は別途1日あたり159円、自己負担16円(32円)(48円)がかかります。

② 食費

利用者負担段階については負担限度額に達するまでは補足給付は行われ
ないため、各段階に応じて負担限度額を超える額について補足給付が行われます。

朝食	昼食	おやつ	夕食
¥350	¥650	¥100	¥550

1日あたり	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
	¥300	¥600	¥1,000	¥1,300	¥1,650

※特別食(医師の指示による治療食)は別途徴収いたします。

③ 滞在費

1日あたり	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
	¥380	¥480	¥880	¥880	¥1,231

④ 送迎代

片道 ¥197 ¥393 (介護保険適用外の場合は、片道1,961円)

⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

算定合計額の14.0%に相当する単位数が加わります。

(2) その他の料金

① 理美容費

カット¥1,800 カット・顔剃り¥2,300もしくは¥2,800 パーマ¥7,000

② その他

- ・上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用は自己負担となります。
- ・受診時の医療費等は別途料金がかかります。

(3) キャンセル料

利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	契約書第7条2項を適用する

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の利用月の次月に、請求書をお渡しいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

原則、介護支援専門員を通してお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者又は、家族等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。もし、ハラスメント行為に該当したと思われる場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・サービスの継続性、残存能力の活用、自己決定の原則

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	毎月1回 実施しています
変更・追加の申し込み方法	○	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒、喫煙 飲酒は禁止。喫煙は、所定の場所のみ可能。
- ・金銭、貴重品の管理 紛失する可能性もあるためできるだけ必要最小限。
- ・所持品の持ち込み 紛失する可能性もあるためできるだけ必要最小限。
- ・往診 可能

(4) 身体拘束防止・高齢者虐待防止について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。
(身体拘束・高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。)
- ・未実施の場合は高齢者虐待防止措置未実施減算に該当し、所定点数の100分の1に相当する単位数を減算します。

(5) 業務継続計画未実施減算

- ・感染症若しくは、災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、業務継続計画未実施減算として、所定点数の100分の3に相当する単位数を減算します。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災管理規程に従い実施
- ・防災設備 消防法に従い設置
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防火責任者 藤原 延秀

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 藤原 延秀 電話 (078) 967-7151

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

* 神戸市福祉局監査指導部（法人・施設指導担当） 電話番号（078）322-6242
受付時間；平日 8：45 ～ 12：00
13：00 ～ 17：30

神戸市消費生活センター	電話番号	078-371-1221
	受付時間	平日 9:00～17:00
加古川市介護保険担当課	電話番号	0794-24-1151
	FAX	0794-24-1322
明石市介護保険担当課	電話番号	078-918-5091
	FAX	078-919-4060
	受付時間	平日 8:45～17:15
兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	電話番号	078-332-5617
	受付時間	平日 8:45～17:15
兵庫県社会福祉協議会	電話番号	078-242-4633
	FAX	078-242-4153
	受付時間	平日 9:00～17:00

10. 秘密の保持

・利用者又は、その家族の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとして外部への情報提供については、利用者又はその代理人の了承を得るものとします。個人情報の範囲については、介護サービスの円滑な提供に必要な最低限のものとします。

11. 記録の保管

・当事業所は、サービス提供に関する記録(提供した具体的なサービス内容等の記録を含む)を整備しその完結の日から5年間保存します。

12. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大樹会
代表者役職・氏名	理事長 木村 学司
本部所在地・電話番号	兵庫県神戸市西区岩岡町古郷2888番地 (078) 967-7151
定款の目的に定めた事業	1、介護老人福祉施設 2、短期入所生活介護 3、通所介護 4、居宅介護支援事業所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神戸市西区岩岡町古郷2888番地
名称 西神の里 施設長 木村 学司 印

説明者 職名 生活相談員
氏名 藤原 延秀 印

短期入所生活介護の提供開始にあたり、説明者より契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を受けました。

契約者氏名 印

代理人氏名 印

利用者の署名を代行いたします。

(代理署名人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(続柄:)

(併設)介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 6 年 10 月 1 日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 (078) 967-7151 (午前9時～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 藤原 延秀

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 西神の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	西神の里
所在地	神戸市西区岩岡町古郷2888番地
介護保険指定番号	予防短期入所生活介護 (兵庫県 2875200905 号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	0名		1名
医師		0名	1名		1名
生活相談員		2名	0名		2名
管理栄養士		1名	0名		1名
機能訓練指導員		1名	0名		1名
介護支援専門員		1名	0名		1名
事務職員		3名	0名		3名
介護・看護職員	看護師	2名	3名		5名
	准看護師	0名	2名		2名
	介護福祉士	12名	9名		21名
	実務者研修	2名	0名		2名
	初任者研修	0名	5名		5名
	その他	10名	1名		11名

(3) 同施設の設備の概要

定員	93名	静養室	1室 2床
居室	4人部屋	16室	医務室
	3人部屋	3室	1室
	2人部屋	1室	食堂
	個室	18室	2室
		機能訓練室	1室
		談話室	2室
浴室	一般浴槽、機械浴槽、中間浴槽、特殊浴槽があります。		

3. サービス内容

- ① 食事----- 当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
ご契約者の自立支援の為、離床して食堂にて食事を摂って頂く事を原則としています。
食事時間 朝食;8:00 昼食;12:00 夕食;18:00
- ② 入浴----- 入浴する事が出来ます。原則として、37℃以上の熱がある場合は入浴を中止します。
- ③ 介護----- 着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動介助、体位変換シート交換
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理 入所当日及び入浴前に健康チェックを実施します。
- ⑦ 特別食の提供 医師の食事箋があれば、治療食の提供ができます。
料金は別途必要です。
- ⑧ 理美容サービス 月1回、理美容サービスを実施しております。料金は別途必要です。
- ⑨ レクリエーション

4. 利用料金

(1) 基本料金(2割・3割負担の方は右側の金額になります)

① 施設利用料

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
要支援1	¥4,807	¥481	¥961	¥1,442
要支援2	¥5,980	¥598	¥1,196	¥1,794

※サービス提供体制加算(Ⅱ)1は別途1日あたり191円、自己負担20円(39円)(58円)がかかります。

② 食費

利用者負担段階については負担限度額に達するまでは補足給付は行われなため、各段階に応じて負担限度額を超える額について補足給付が行われます。

朝食	昼食	おやつ	夕食
¥350	¥650	¥100	¥550

1日あたり	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
	¥300	¥600	¥1,000	¥1,300	¥1,650

※特別食(医師の指示による治療食)は別途徴収いたします。

③ 滞在費

1日あたり

利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
¥380	¥480	¥880	¥880	¥1,231

④ 送迎代

片道

¥197 ¥393

(介護保険適用外の場合は、片道1,961円)

⑤介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

算定合計額の14.0%に相当する単位数が加わります。

(2) その他の料金

① 理美容費

カット¥1,800 カット・顔剃り¥2,300もしくは¥2,800 パーマ、毛染め¥7,000

② その他

- ・上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用は自己負担となります。
- ・受診時の医療費等は別途料金がかかります。

(3) キャンセル料

利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	契約書第7条2項を適用する

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の利用月の次月に、請求書をお渡しいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

原則、介護支援専門員を通してお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者又は、家族等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。もし、ハラスメント行為に該当したと思われる場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・サービスの継続性、残存能力の活用、自己決定の原則

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	毎月1回 実施しています
変更・追加の申し込み方法	○	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒、喫煙 飲酒は禁止。喫煙は、所定の場所のみ可能。
- ・金銭、貴重品の管理 紛失する可能性もあるためできるだけ必要最小限。
- ・所持品の持ち込み 紛失する可能性もあるためできるだけ必要最小限。
- ・往診 可能

(4) 身体拘束防止・高齢者虐待防止について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

(身体拘束・高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。)

- ・未実施の場合は高齢者虐待防止措置未実施減算に該当し、所定点数の100分の1に相当する単位数を減算します。

(5) 業務継続計画未実施減算

- ・感染症若しくは、災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、業務継続計画未実施減算として、所定点数の100分の3に相当する単位数を減算します。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 防災管理規程に従い実施
- ・防災設備 消防法に従い設置
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防火責任者 藤原 延秀

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 藤原 延秀 電話 (078) 967-7151

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

* 神戸市福祉局介護指導部 電話番号 (078) 322-6242

受付時間；平日 8:45 ~ 12:00

13:00 ~ 17:30

神戸市消費生活センター	電話番号	078-371-1221
	受付時間	平日 9:00～17:00
加古川市介護保険担当課	電話番号	0794-24-1151
	FAX	0794-24-1322
明石市介護保険担当課	電話番号	078-918-5091
	FAX	078-919-4060
	受付時間	平日 8:45～17:15
兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	電話番号	078-332-5617
	受付時間	平日 8:45～17:15
兵庫県社会福祉協議会	電話番号	078-242-4633
	FAX	078-242-4153
	受付時間	平日 9:00～17:00

10. 秘密の保持

・利用者又は、その家族の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとして外部への情報提供については、利用者又はその代理人の了承を得るものとします。個人情報の範囲については、介護サービスの円滑な提供に必要な最低限のものとします。

11. 記録の保管

・当事業所は、サービス提供に関する記録(提供した具体的なサービス内容等の記録を含む)を整備しその完結の日から5年間保存します。

12. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大樹会
代表者役職・氏名	理事長 木村 学司
本部所在地・電話番号	兵庫県神戸市西区岩岡町古郷2888番地 (078) 967-7151
定款の目的に定めた事業	1、介護老人福祉施設 2、短期入所生活介護 3、通所介護 4、居宅介護支援事業所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神戸市西区岩岡町古郷2888番地
名称 西神の里 施設長 木村 学司 印

説明者 職名 生活相談員
氏名 藤原 延秀 印

予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、説明者より契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を受けました。

契約者氏名 印

代理人氏名 印

利用者の署名を代行いたします。

(代理署名人)

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(続柄:)